第9回鳥取地方裁判所委員会及び第9回鳥取 家庭裁判所委員会(合同開催)議事概要

1 開催日時

平成19年9月28日(金)午後1時30分~午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

海野龍一(地裁委員), 奥野隆一(家裁委員), 小倉哲浩(地・家裁委員), 加賀田理絵(家裁委員), 川口真一(地裁委員), 古賀輝郎(地・家裁委員), 助川鶴平(家裁委員), 虎井佐恵子(地裁委員), 野口勝久(地・家裁委員), 福島勝平(地裁委員), 前坂光雄(地・家裁委員), 三浦修二(家裁委員), 森中 栄(地裁委員),渡辺恭子(家裁委員)

(事務担当者等)

地裁:谷野事務局長,髙森民事訟廷管理官

家裁:藤本事務局長,上中首席家裁調査官,渡辺総務課長, 石川総務課課長補佐(書記),福田総務課主任

- 4 議題
 - (1) テーマについて
 - (2) 次回の開催について
 - (3) その他
- 5 議事
 - (1) 各委員の紹介
 - (2) 前回委員会後の取組状況について 渡辺家裁総務課長が報告を行った。
 - (3) テーマについて

ア ホームページの内容について

鳥取地方・家庭裁判所ホームページについて,プロジェクターでホームページ画面をスクリーンに映すなどしながら,事務局職員が説明の上,意見交換を行った(発言要旨は別紙記載1のとおり)。

イ 調停手続について

民事調停手続及び家事調停手続について説明したビデオを視聴し,事前配布した調停手続案内のリーフレット等を参考にしながら,地方裁判所及び家庭裁判所の裁判部職員がそれぞれ説明を行い,調停室を見学した上で,意見交換を行った(発言要旨は別紙記載2のとおり)。

(4) 次回の開催について

- ア 地家裁合同で開催する。
- イ 開催日時は,平成20年3月7日(金)午後1時30分とする。
- ウ テーマは、「裁判員裁判について」とする。

(5) その他

- ア 議事概要の確定方法について定めた。
- イ 委員会終了後,希望する委員について,裁判員裁判用法廷(32号法廷) の見学を行った。

以上

(別紙)

テーマに関する発言要旨等

(:委員, :委員長)

1 ホームページの内容について

鳥取地家裁のホームページを作った目的,アクセス数,作成者は鳥取 地裁か,最高裁が作成したものに組み込まれているのか,教えていただ きたい。

ホームページを作成した目的としては,裁判所に関する諸々の情報を 市民の皆さまに知ってもらうためと,裁判所を利用される市民のお役に 立ちたいということである。ホームページは,鳥取地家裁独自のもので はなく,最高裁が作成したものの中に,鳥取地家裁のものがある。

(アクセス状況について,谷野地裁事務局長が説明した。)

ホームページ画面上部の茶色の部分が最高裁作成で,右側の黄色の部分が鳥取地家裁が独自に作成したものということだが,それは,鳥取地家裁が独自に判断して掲載できるのか。

最高裁が委託している業者を通してホームページに掲載されるが,業者への掲載依頼は,各裁判所が行っており,通常,掲載を依頼した内容は全部通っている。

目的として、裁判所を知ってもらうことと、利用者に役立ててもらうことの2つを言われたが、「裁判所を知ってもらう」というのは、利用者に、裁判所が在る目的をよく知ってもらい、利用してほしいということではないかと思う。私が「鳥取地方・家庭裁判所」でホームページを検索したところ、鳥取地家裁ホームページの上部に「裁判所について」という項目があり、開いてみたが、その項目は鳥取地家裁の紹介をしているものではなく、最高裁のホームページであることを、ここに来て初

めて知った。裁判所を利用する人は、ホームページを見て、裁判所で調停をしたいとか、民事訴訟を起こしたいと思ったとき、その手続はどうすればいいのか、どこにどういうものを提出すればいいのか、費用はいくらかかるのか、ということを知りたいと思う。そこで私も、これらのことを検索しようと試みたが、様式まではたどり着けても、費用まではどうしてもたどり着けなかった。これは、「裁判所について」という項目から入ったので、最高裁のホームページに移っていったためだと思う。最高裁作成の手続案内等は分かりやすいが、ホームページは利用する人の立場、視点に立って、目立って分かりやすい位置に項目がある方がよいと思う。「広報活動」についても、作る側の立場からすると、様々な広報活動があります、このような広報活動をやっていますというタイトルになると思うが、利用する側からすれば、「広報活動」ではなく、いろいろな催し物がありますとか、ビデオの貸出をやっています、というような、催し物案内のタイトルになるのではないかと思う。

私も、事前に鳥取地家裁のホームページを見たが、それは実は全国のホームページを見ていたのだということが分かった。裁判手続では、法律的知識を持っている人であれば、「この手続は民事事件」ということが分かるが、全くの素人の方が、相談したいことがあるが、どこに行けばいいのか、どのような手続を取ればいいのかといった、第一歩のところが分かりにくいのではないか。具体的に、この場合についてはこの手続という検索ができるようになっていればいいのではないかと思った。

私も,鳥取地家裁のホームページを開き,最初に「裁判所について」の項目を開いたが,どうもこれは鳥取地家裁のホームページとは違うなと思い,右側の「鳥取の裁判所について」の項目を開いて,これが鳥取地家裁のホームページだということが分かった。

多くの人は,最初は上部の「裁判所について」から入ると思う。

裁判所のホームページの仕組み自体の話については、鳥取だけで変更できるという話ではない。

鳥取地家裁のホームページは、全体の裁判所の中の一頁であるという ことがどこかに書いてあれば、このような間違いはしないと思う。

「裁判所について」の項目の下に,「鳥取の裁判所について」の項目があれば,間違えないと思う。

ホームページは中央で一括管理されているということだが、制度、手続系のコンテンツについては今のままでいいが、イベント系のコンテンツは分けて管理する方がよいのではないか。ホームページのメリットは、随時、最新の情報を登載できる点にあるが、中央に依頼をかけて登載するとなると、そのメリットがほとんどないことになる。最低限、イベント系の項目については、登載時期と、ホームページから除く時期を、事前にカレンダーで設定できるぐらいのことはした方がよいと思う。

裁判員制度について,各地で取り組んでいる広報活動は,このホームページでは見ることができないのか。

鳥取地家裁のホームページでは、鳥取地家裁のものしか見られない。 各地のイベントは、それぞれの裁判所のホームページで見ていただくことになる。

裁判費用の他に、弁護士費用や、訴訟をするのに弁護士が必要かどうか等、利用者は、裁判の全体像を知りたいと思う。裁判所の作るホームページ上では、裁判所の内容だけでよいと思うが、利用する方としては、弁護士がいるとかいらないとか、どのようにして頼めばいいのか、どれくらい費用がかかるのかが必要な情報だと思う。裁判所のホームページではそれが出せないということであれば、法テラスや弁護士会のホームページにリンクを貼って、閲覧できるようにしてもらうとよいと思う。

2 調停手続について

調停委員はどのような方がなっているのか。鳥取県では,苦情申立の第三者機関を設けているが,そこでは,県民から見てより利用しやすくするために,どのような人で構成されているかオープンにしている。裁判所でもこのような方に調停委員になってもらっているということをオープンにすると,より垣根が低くなると思う。また,鳥取は狭いが,調停の当事者に,調停委員がどのような人かを事前に知らせて,確認をとっているのか。

どのような人が調停委員になっているかについては,オープンにしていない。調停の当事者に,事前に調停委員を知らせることも行っていない。

以前,調停を利用したことがあるが,男女の調停委員2人とも年齢が上で,古い考え方をされる方だと思った。現在の社会からすると「それはどうか」と思う発言もあった。

調停委員には,裁判所での諸々の研修等の中で,新しい時代の流れを 読み取り,古い感覚のままではいけないということを説明している。

調停を受けた方に対しアンケートをするなどして,調停委員の評価を しているのか。

鳥取では,「利用者の声」という投函箱を設けており,調停手続利用者に限らず,市民の方の意見を聞いている。その中には,調停委員についての意見が記入してあるものもある。

事前に配布された民事調停についてのリーフレットは、分かりやすかった。このようなリーフレットをホームページからでも見ることができるようにするとよいと思う。